

令和7年度

富士宮市医学生修学資金 貸与に関する募集案内



©富士宮市さくやちゃん

富士宮市立病院 事務部 病院管理課
〒418-0076 富士宮市錦町3番1号
Tel. (0544)27-3151 (代表)

「人物重視・面接重視」の選考を実施します。

1 医学生貸与制度の内容

項目	内容
目的	富士宮市立病院（以下「市立病院」という。）の医師の確保を図り、地域医療の充実に資するために、医学生として修学中の者で、卒業後市立病院の医師として勤務しようとするものに対して、修学資金を貸与するものです。
貸与対象者	<ol style="list-style-type: none">1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は同法第97条に規定する大学院の医学を履修する課程に在籍する者であること。2 医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許（以下「医師免許」という。）を取得し、臨床研修終了後、直ちに市立病院の医師（常勤の医師に限る。以下同じ。）として勤務する意思を有する者であること。3 常勤の医師の確保を目的とする他の修学資金の貸与を受けていないこと。4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しないこと。 <p>【地方公務員法第16条に関する概要】</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 成年被後見人又は被保佐人(2) 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(3) 富士宮市から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者 など
貸与の額及び人数	<ol style="list-style-type: none">1 月額250,000円です。2 修学資金は無利子です。3 対象人数は1人以内です。
貸与の期間	貸与を決定した日の属する月から大学を卒業する日又は大学院を修了する日の属する月までとし、72月を上限とします。 72月を貸与した場合（最大18,000,000円）

貸与金額の返還義務	<p>貸与対象者で、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、当該事由が生じた日の属する月の翌々月の末日までに、貸与を受けた修学資金を一括して返還していただきます。ただし、市長が必要と認めたときは、別に期限を定めて、又は分割して返還することができます。</p> <p>なお、市立病院に勤務している間は、貸与金額の返還義務は猶予されません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貸与期間が満了したとき。 2 貸与の決定が取り消されたとき。
返還債務の免除	<p>貸与対象者で、次の各号のいずれかに該当するものは、返還金の全部を免除するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大学卒業時に医師国家試験に合格している者で、直ちに市立病院に常勤医師として修学資金の貸与期間に相当する期間（市立病院において臨床研修を行った場合は当該期間を含む。次号において同じ。）勤務したとき。 2 大学院において医学を履修する課程を修了し、又は退学した後、直ちに市立病院に常勤医師として修学資金の貸与期間に相当する期間勤務したとき。 3 公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。
その他	<p>富士宮市医学生修学資金貸与条例及び同施行規則の規定を遵守すること。</p>

2 医学生修学資金貸与希望者面接等案内

貸与対象学生	貸与予定人員	応募資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は同法第97条に規定する大学院の医学を履修する課程に在籍する者	1人以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は同法第97条に規定する大学院の医学を履修する課程に在籍する者であること。 2 医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する免許（以下「医師免許」という。）を取得し、臨床研修終了後、直ちに市立病院の医師（常勤の医師に限る。以下同じ。）として勤務する意思を有する者であること。 3 常勤の医師の確保を目的とする他の修学資金の貸与を受けていないこと。 4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しないこと。

【留意事項】

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当する者は、応募できません。

- ① 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 富士宮市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 提出書類

- (1) 修学資金貸与申請書兼誓約書（第1号様式）
- (2) 住民票の写し
- (3) 健康診断書（当院所定の様式）
※ 富士宮市立病院において、修学資金貸与申請のための健康診断を受診する場合は、無料となります。
- (4) 履歴書
- (5) 在学証明書（申請日の属する年度の翌年度に学校教育法第1条に規定する大学又は同法第97条に規定する大学院の医学を履修する課程に入学する場合には、当該学校に合格したことを証する書類）
- (6) 高校又は大学又は大学院の成績証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類として、
「予備調査書（当院所定様式）」
「小論文」
 テーマ「医療人として、あなたが追求したいこと、行動したいこと」
 ・小論文は横書きで、文字数は1,200字程度、用紙はA4用紙を縦で使用してください。
 ・小論文の最初にテーマ、氏名を記入してください。
 ・パソコン（ワード等）入力が望ましい。
 ・パソコン（ワード等）入力の場合、フォントは12ポイントを使用し、余白は左右20mmで作成してください。
- (8) 面接票
- (9) 面接票返信用封筒（定型長形3号（縦23.5cm×横12.0cm）程度の大きさ1通110円切手を貼付したもの）

4 修学資金応募者への面接に関する案内

項目	面接日及び面接会場
面接	日時：令和7年4月20日（日）【予備日4月19日（土）】 ※ 時間等は後日通知します。 会場：富士宮市立病院（富士宮市錦町3番1号）

5 申込受付期間及び応募手続

申込期間	令和7年2月17日（月）～ 4月4日（金） ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日は除く）。 ・郵送の場合は、令和7年4月4日（金）必着
必要書類の請求	・必要書類は、富士宮市立病院 病院管理課で配布します。 ・郵便で請求するときは、封筒の表に「医学生修学資金申込書請求」と朱書し、 <u>140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒角型2号（縦33.2cm×横24.0cm）程度の大きさを同封して</u> 、富士宮市立病院 病院管理課に請求してください。 ・富士宮市立病院のホームページからダウンロードすることもできます。
申込手続	・修学資金貸与申請書（一式）を富士宮市立病院 病院管理課に持参するか、郵送してください。 （郵送の場合は、特定記録等による方法をお勧めします。）
面接票の交付	・申込書受理後、面接番号を記載した面接票を送付します。 ・面接票が4月16日（水）までに届かない場合は、至急富士宮市立病院 病院管理課に連絡してください。

6 面接の結果について

富士宮市立病院のホームページに修学資金貸与決定者の面接番号を掲載し結果発表とします。
掲載日：5月2日（金）の午後
なお、採用・不採用にかかわらず面接者全員に結果通知を発送します。

7 不採用者に対する面接結果の開示

面接結果は、本人からの請求に限り次のとおり開示します。希望する場合は、封筒の表に「結果開示請求書在中」と朱書きし、次の書類を同封して富士宮市立病院 病院管理課に提出してください。（郵送可。）

① 面接結果開示請求書（書式不問）

面接結果開示請求書に記載し、氏名、生年月日、現住所、電話番号、面接番号を記載してください。

② 返信用封筒

※ 大きさ：長型3号（縦23.5cm×横12.0cm）程度

※ 110円切手を貼付け、宛先を明記すること。

③ 面接者本人であることの証明書

※ 学生証、運転免許証、保険証等の写しなど

【開示内容】

区分	開示内容	請求期間
面接結果	面接時の得点及び順位	5月12日（月）から 5月23日（金）まで（消印有効）

※ 電話等での開示請求は受け付けません。開示は郵送のみで行います。

8 修学資金貸与方法

貸与決定者への貸与開始月は令和7年4月からとして、5月分の貸与時に4月分を含めて2か月分を一括入金し、6月以降は当月分を当月払いとして、月末までに指定口座に入金します。

9 修学資金貸与の取り消し

申込書及び提出書類の記載に詐称等の不正があった場合には、修学資金貸与決定を取り消します。

10 その他

面接書類は返却しません。